◎新潟県告示第1494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

・種類　糸魚川都市計画道路（糸魚川市決定）

・名称　３・４・６号　奴奈川線

３・５・７号　東仲通り線

３・５・18号　福来口線

３・４・19号　名引山線

３・５・22号　村内名引山線

３・５・24号　名引山２号線

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課